

にちじょうせいかつ しえん VI 日常生活の支援

身 知 精 難

「自立支援給付」を中心にいろいろな福祉サービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

1. 障がい福祉サービス

※原則、費用の1割負担並びに食事、光熱水費等の実費負担があります。障がい者とその配偶者、障がいの場合は保護者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合は無料です。

介護保険の被保険者の人は、介護保険でのサービスが優先になります。

区分	名称	福祉サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助を提供
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般の援助のほか、外出の際の移動中の介護などの総合的な支援を提供
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や、移動の援護、その他必要な援助を提供
	療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供
	短期入所（ショートステイ）	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上・維持のために必要な訓練、支援を提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を提供
	就労継続支援	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために、企業や医療機関等の関係機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に関する相談、助言等必要な支援を提供
	就労選択支援（令和7年10月以降）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整等必要な援助を提供

区分	名称	福祉サービスの内容
	共同生活援助 (グループホーム)	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談支援	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を提供
計画相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)(継続サービス利用支援)	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

2. 障がい児支援サービス

区分	名称	福祉サービスの内容
通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のために必要な支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上等のために必要な支援を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児について、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的かつ必要な支援を行う
相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う	

3. 高額障がい福祉サービス等給付費

(1) 高額障がい福祉サービス費の支給

同一世帯内の複数の障がい者（児）が、障がい福祉サービス等を利用し、利用者負担合算額が負担上限月額を超えた場合超過分を助成するものです。

(2) 高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度(新高額障がい福祉サービス費)

65歳に達する日前5年間に、継続して障がい福祉サービス等を利用者負担0円で受給していた障がい者について、65歳に達し介護保険サービスを利用した場合、一定条件を満たす場合は利用者負担分を助成するものです。

4. 就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園若しくは情緒障がい児短期治療施設に通う又は障がい児通所支援を利用する児童がいる場合、障がい児通所支援を利用する児童に係る負担額を引き下げるものです（放課後等デイサービスは学齢期の児童を対象としていることから、本措置の対象外となります）。

5. 3歳児から5歳児の児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の障がい児を支援するため、以下のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。（なお、医療費、食費・おやつ代等、障がい児サービス事業所に支払う実費負担分は対象外となります。）

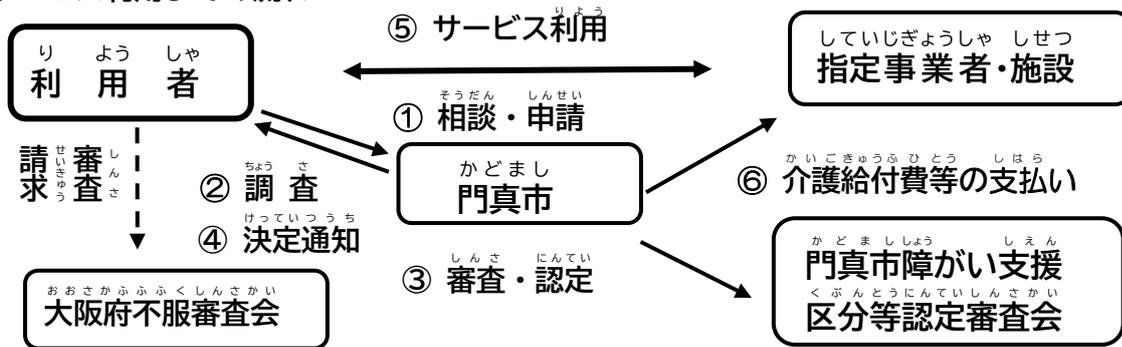
※申請手続等はありませんが、ご利用の障がい児サービス事業所に年齢を伝え、無償化対象であることを確認してください。

対象者	3～5歳児 ※年度の初日の前日に3・4・5歳である場合をいい、令和7年度の対象者は平成31(2019)年4月2日～令和4年(2022)年4月1日生まれ
無料となるサービス	・児童発達支援 ・福祉型障がい入所施設 ・居宅訪問型児童発達支援 ・医療型障がい児入所施設 保育所等訪問支援

障がい支援区分と介護給付サービスとの関係（網掛け部分が対象です）

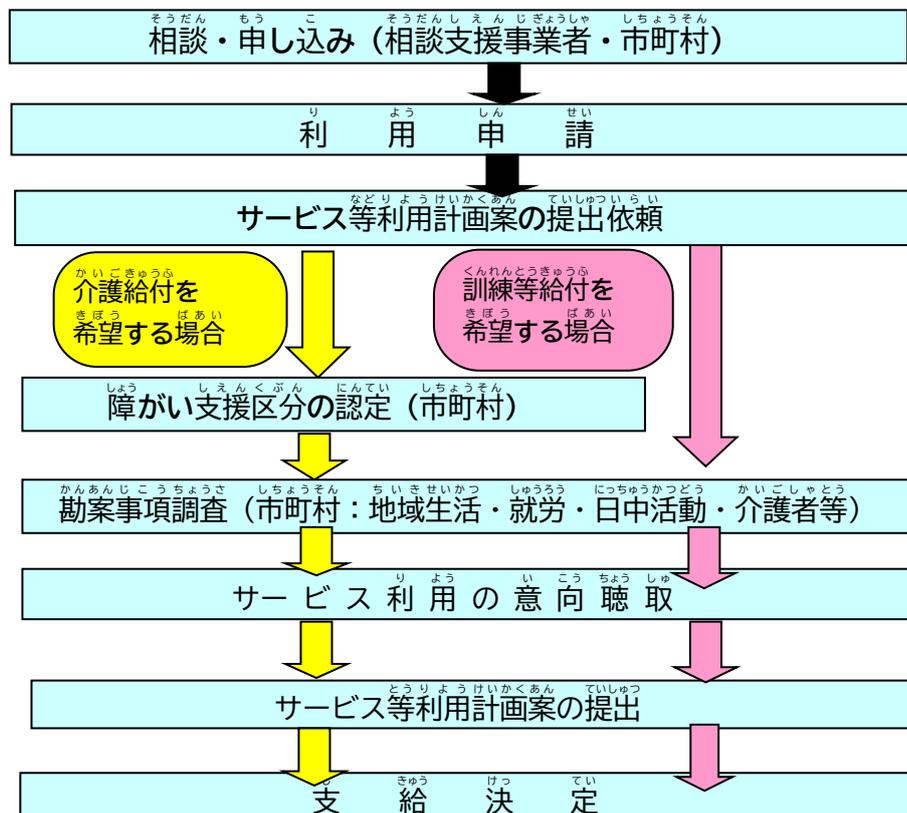
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
居宅介護							
重度訪問介護				※1			※1 重度肢体不自由、知的障がい及び精神障がい等で常時介護を要する人の中で、二肢以上にまひがあり、認定項目の歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「できる」以外の人又は行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人
行動援護			※2				※2 行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がい者（行動関連項目等の合計点数が10点以上） (注) 精神・知的障がいのみ対象
療養介護					※3	※4	※3 筋ジストロフィ患者又は重症心身障がい者は区分5から ※4 ALS患者等で人工呼吸器装着者
生活介護		※5					※5 50歳以上の場合区分2から
生活介護 (施設入所をしている場合)			※6				※6 50歳以上の場合区分3から
短期入所 (ショートステイ)							
重度障がい者等包括支援						※7	※7 区分6かつALS、強度行動障がいなど常時介護を要する人で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢にまひがあり、呼吸管理が必要な身体又は知的障がい者
施設入所支援 (施設での夜間ケア)			※8				※8 50歳以上の場合区分3から

サービス利用までの流れ



※やむを得ない事由により、門真市が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を、決定する場合があります。

障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



6. 地域生活支援事業

門真市における自立生活及び社会参加を促進するために実施しています。

サービス名称	サービスの内容等
相談支援	<p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。 地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関と連携による支援を行います。</p> <p>■門真市障がい者基幹相談支援センター「えーる」月～金 9：00～17：30 門真市桑才新町24-2 地域生活支援拠点ジェイ・エス内 ☎ 06-6901-0101 FAX 06-4967-5554</p> <p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。</p> <p>■門真市障がい者相談支援センター 「ジェイ・エス」月～金9：00～17：30 門真市御堂町14-1門真市保健福祉センター1F ☎ 06-6901-3041 FAX 06-6901-3042</p> <p>■障がい者相談支援事業所 「あん」月～金9：00～17：30 門真市宮野町2-20 3F ☎ 072-885-9999 FAX 072-885-1140</p>
意思疎通支援事業	<p>手話通訳者の設置、派遣や要約筆記者（話の内容をその場で文字にして伝える通訳者）の派遣をすることで、聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
緊急時手話通訳者派遣事業	<p>聴覚障がい者又はその家族が病気又は事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
移動支援事業 (ガイドヘルパー)	<p>屋外移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行います。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>日常生活を便利に、又は容易にするため、特殊寝台等の給付を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分であるため、法律行為における意志決定が困難な人に代わって、法的に権限が与えられた後見人が行うことにより、障がい者の生活の支援を行います。</p>
日中一時支援事業 (白帰り短期入所事業・タイムケア事業)	<p>介護者等が介護できない状態の時、一時的又は継続的に見守り等の支援を行います。</p>
社会参加促進事業	<p>身体障がい者自動車運転免許取得費及び改造費用助成事業</p> <p>非課税世帯の身体障がい者手帳所持者が、自動車運転免許を取得（障がい等級1級から4級・免許取得から3ヶ月以内）、自動車の運転装置等を改造（障がい等級1級～6級）する時に費用の一部を助成します（ただし、本市の実施要綱に適合した場合に限ります。）</p>
	<p>視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業</p> <p>視覚障がい1、2級がある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。</p>
	<p>その他事業</p> <p>スポーツ大会やレクリエーション、創作教室、作品展等の文化活動により社会参加を促進します。また、手話講習会や要約筆記講習会等を開催して奉仕員等を養成します。</p>

7. その他の事業

○緊急時の通報「FAX119」・「メール119」・「NET119」

聴覚障がい及び言語障がいを有する人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防署に通報する手段として、

①FAXでの119番通報（FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信）

②電子メールでの119番通報（専用アドレスにメールすることで通報）

※障がい福祉課で事前に登録が必要

③専用アプリからの119番通報

※守口市門真市消防組合消防本部司令課で事前に登録が必要

問合せ先 守口市門真市消防組合消防本部司令課

門真市殿島町7番1号 FAX 06-6906-1127 ☎ 06-6906-1122 メール sirei@mkfd119.jp



○「FAX110番」「メール110番」

事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障がい及び言語障がいを有する人の緊急通報用として、FAX及び電子メールによる通報を受理しています。

事件の内容、要件及び発信者の住所（現在の居場所）、氏名並びにFAX番号又はメールを明記して送信してください。

窓口 大阪府警察本部

・FAX 110番 FAX 06-6941-1022

・メール 110番（画像送信も可能） メール m110@police.pref.osaka.jp

○電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方とその電話の相手方とを通訳オペレータが手話文字と音声とを通訳し、24時間365日電話で双方向につながりサービスです。

利用には登録が必要ですので、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

・利用できる人 身体障がい者手帳（聴覚障がい、音声・言語機能障がい）のある方

身体障がい者手帳は所有していないが、電話の利用が困難な方

上記の対象者が所属する法人も、法人として登録可能です。

問合せ先 電話リレーサービスを使ってみたい！

（利用登録、利用方法、サービス内容）（一財）日本財団電話リレーサービス

☎ 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913 メール info@nfrs.or.jp

ホームページ <https://nfrs.or.jp/>

○門真市遠隔手話通訳サービス

聴覚に障がいをお持ちの方が、自宅や外出先でご自身が持っているスマートフォンやタブレットから、Cisco Webex（シスコ ウェベックス）のアプリを利用し、障がい福祉課の手話通訳職員（設置通訳）とビデオ通話でつながり、離れた場所で手話通訳を受けることができます。市在住の聴覚障がいのある人（身体障がい者手帳を所持）※事前登録と事前予約が必要です。

○緊急通報装置の貸与

重度身体障がい者（65歳未満）を対象に、急病等の緊急時に簡単な操作で通報できる装置を貸与します（固定電話が必須です）。※生計中心者の所得税額に応じて自己負担があります。

○重度障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度障がい者（児）が住み慣れた自宅において安心して生活がするために住宅改造をする場合、50万円を上限として費用の一部を助成します。

【対象世帯】

・身体障がい者手帳1・2級の人がある世帯 ・重度知的障がい者（児）（療育手帳A）がいる世帯、

- ・ 下肢機能障害3級、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）3級の人がある世帯で、かつ、学齢児以上の人がある世帯。

【対象事業】

トイレ、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室など

【助成額】

50万円と実際に住宅の改造に要した額を比較したいずれか少ない方の額に下記の給付率を乗じた額

- ・ 生活保護を受けている世帯及び前年分の所得税の額が非課税の世帯・・・10分の10
- ・ 上記以外の世帯で前年分の所得税額が40,000円以下の世帯・・・3分の2
- ・ 前年分の所得税額が40,001円～70,000円以下の世帯・・・2分の1

詳しくは、事前に障がい福祉課までお問い合わせください。

